

亜細亜友之会外語学院

細則－学納金返金規定

1, 選考料

入学を希望し所定の手続きに則り選考を受けた者には、選考料を返金しない。

2, 入学金

① 査証が交付された場合

在留資格認定書が交付され、在外公館で査証を取得後に入学を辞退した者に対して、在外公館において査証取消事実の確認及び本校より発行された入学許可書の返却並びに入学辞退書類に経費支弁者を含めた署名押印書類の提出を確認後、入学金を返金する。この場合の金融機関送金手数料等々は、全て受取人の負担とする。

② 査証不交付の場合

在外公館において査証申請が不交付になった者に対しては、入学金は返金しない。

3, 学納金

① 日本入国前

日本入国以前に入学を辞退した者に対しては、在外公館で査証を取得後は査証取消事実の確認及び本校より発行された入学許可書の返却並びに入学辞退書類に経費支弁者を含めた署名押印書類の提出を確認後、学納金を返金する。この場合の金融機関送金手数料等々は、全て受取人の負担とする。

② 遅延入学

入学者の事情により入学が遅れた場合、学納金における授業料の返金はしない。

また、自然災害・入国規制による遅延入学の場合、その状況に対応すべく検討するものとする。

③ 入学課程修了前の中途退学

ア 病気、怪我並びにやむを得ない家庭の事情により、本国帰国をもって中途退学する場合は、学納金の適用期間（学習期間最大1年）を6か月以上残し中途退学（帰国）する者には、帰国確認後に既納された学納金授業料の6か月分を返金する。

イ 病気、怪我並びにやむを得ない家庭の事情により、本国帰国をもって中途退学する場合は、学納金の適用期間（学習期間最大1年）の6か月未満の中途退学（帰国）する者には、帰国確認後に既納された学納金授業料の残る学習期間の相当分を返金する。

④ 入学課程修了前の進学における移籍者

ア 4月期、7月期に入学した者で、入学次年度秋入学進学移籍が決定した場合、既納された学納金授業料の6か月分を返金する。この場合、本校離脱届並びに移籍届提出並びに移籍先学生証提示確認を返金条件とする。

イ 1月期に入学した者で、秋入学進学移籍が決定した場合、既納された学納金授業料に限り3か月分を返金する。この場合、本校離脱届並びに移籍届提出並びに移籍先学生証提示確認を返金条件とする。

ウ 4月期、10月期に入学した者で、入学年度終了時に進学移籍が決定した場合、入学時に JLPT-N1 合格証書取得者に限り、既納された学納金授業料の6か月分を返金する。この場合、本校離脱届並びに移籍届提出並びに移籍先学生証提示確認を返金条件とする。

⑤ 在留資格変更による中途退学

在留資格「留学」から他の在留資格へ変更した場合においても、入学課程の日本語学習は終了まで可能であるため、返金の対象とはならない。

⑥ 在留期間更新の不許可

入学課程在学中における在留期間更新申請において、更新不許可になった場合、既納された学納金は一切返金しない。

⑦ その他

転校、資格外活動違反及び不法就労、日本国法律違反等々による在留期間の失効による退学及び除籍処分になった者、また日本国より退去強制令書を発行された者に関しては、学納金返金規定の対象にならず、一切の返金はしない。

4. 免責事項

自然災害、事故、感染症、交通機関のトラブル等々、やむを得ない事情により授業を中止、休講する場合は免責とし、その分の授業料返金を行わない。

2024年4月1日 改正

ASIA